

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 240

事務事業名	障害者相談員設置事業
-------	------------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	福祉保健部		
課名	障がい福祉課		
課長名	上新 康雄	内線	89-300
担当者名	益田 真功	内線	89-304

基本目標		健康でいきいきと暮らせるまち
政策	020301	障がい者が暮らしやすいまちづくり
施策		障がい者の自立支援の充実
関連施策		

会計	01 一般会計		
款	03	民生費	
項	01	社会福祉費	
目	01	社会福祉総務費	
事業コード	060100	障害者相談員設置事業	

事業類型	1	ソフト事業(義務)
個別計画	障がい者基本計画、障がい福祉計画	
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者) 誰(何)に対して事業を行うか	身体・知的・精神障害者及びその家族		
意図 対象をどのような状態にしたいか	障害者の相談に応じ、生活に必要な助言・指導・情報提供等を行い、障害者の地域活動の推進、福祉の増進を図る。		
事業概要 意図を達成するために実施することは何か	在宅の身体・知的・精神障害者の当事者、保護者等が相談員となり、障害に関する各種の相談に応じる。 (身体障害者相談員7名、知的障害者相談員2名、精神障害者相談員2名)		
事業期間	昭和 58 年度 ~ 平成 年度	実施方法	直営、委託
根拠法令、要綱等	大村市身体障害者相談員業務委託要綱・大村市知的障害者相談員業務委託要綱・大村市精神障害者相談員業務委託要綱		
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 身体・知的・精神相談員数	計画値	11	11	11	11	
		実績値	11	11	11	11	
		達成度	%	100.0%	100.0%	100.0%	
活動指標	②	計画値					
		実績値					
		達成度	%				
成果指標	① 相談件数	計画値	440	660	700	500	
		実績値	659	682	436		
		達成度	%	149.8%	103.3%	62.3%	
成果指標	②	計画値					
		実績値					
		達成度	%				

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	270	270	270	270	270	270	270	0
国庫支出金								
県支出金								
地方債								
その他								
一般財源	270	270	270	270	270	270	270	
② 人件費(千円)	636	690	520	509	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.08	0.09	0.07	0.07	障害者相談員 の設置	障害者相談員 の設置	障害者相談員 の設置	
時間外勤務(時間)	0	5	13	0				
嘱託等人数(人)								
フルコスト(①+②千円)	906	960	790	779				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

事業の進捗状況 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	電話での相談の他に奇数月に相談会を福祉センターで行っている。相談内容については、生活に関すること、次いで就学や医療に関するものが多くあった。障害者関連施設も充実してきており、相談の件数が減少したと考えられる。
事業が抱える問題・課題等	平成26年4月から「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が施行されたこと、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されたこと等により、相談員の専門的知識がより多く必要とされるようになってきている。

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
有効性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	相談員の報酬は県下各市町ほぼ同額であり、削減の余地はない。						
	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	現状維持	
--------	------	--

内容 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	平成26年4月から「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」のもと地域相談員としての役割もあるため、県、市、相談員の更なる連携・協力が必要である。
効果 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	地域で暮らす障害者の日常生活、社会生活の質の向上につながる。

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。